民主党議員立法

「オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律案」の提出について

2008年2月14日

【法律案の概要】

1、趣旨

この法律は、平成7 (1995)年3月20日に発生した地下鉄サリン事件等のオウム真理 教による一連の犯罪行為の被害が未曾有のものであり、かつ、その被害者は暴力により 国の統治機構を破壊する等の主義を推進する目的の下に行われた不特定又は多数の者の 殺傷等の犯罪行為の犠牲となったものであること、オウム真理教に対する破産申立事件 において各般の措置が講ぜられてもなおこれらの被害者等が十分な救済を受けるに至っ ていないこと等を踏まえ、国においてこれらの被害者等の救済を図ることの緊要性にか んがみ、オウム真理教犯罪被害者等に対する給付金の支給について定めるもの。

2、給付金の支給

国は、オウム真理教犯罪被害者等に対し、給付金を支給すること。

給付金の額は、対象債権の残額(対象債権について、確定した破産債権の額から破産 手続における配当の額を控除した残額をいう。)とすること。

3、損害賠償との関係

国は、給付金を支給したときは、その額の限度において、当該給付金の支給を受けた 者が有する損害賠償請求権を取得すること。国は、当該債権について、その保全、取立 てその他の管理に関する事務を厳正に行うよう努めるものとすること。

4、検討

国は、犯罪による被害の補償に係る制度の在り方に関し、①テロリズムによる被害者等の救済についてその特殊性を踏まえた措置を講ずること、②犯罪による被害者等が加害者から損害賠償を受けることが困難である場合に国が損害賠償を立替払する制度を創設すること等について検討を加えその結果に基づいて必要な措置を講ずるものすること。

【提出者】

長島昭久、枝野幸男、平岡秀夫、泉健太、仙谷由人、小宮山洋子、園田康博各衆院議員

【添付資料】 法律案要綱及び法律案